

平成19年12月 7 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（30名）

1 番	佐 藤 博	2 番	武 田 正 樹
3 番	小坂井 実	4 番	佐 藤 高 清
5 番	立 松 新 治	6 番	山 本 芳 照
7 番	村 井 邦 彦	8 番	新 田 達 也
9 番	渡 邊 昶	10番	伊 藤 正 信
11番	栗 田 和 昌	12番	杉 浦 敏
13番	炭 竈 ふく代	14番	三 浦 義 美
15番	浅 井 葉 子	16番	中 山 金 一
17番	前 田 勝 幸	18番	安 井 光 子
19番	佐 藤 良 行	20番	高 橋 和 夫
21番	立 松 一 彦	23番	高 橋 清 春
24番	木 下 道 郎	25番	宇佐美 肇
26番	久 保 文 哉	27番	黒 宮 喜四美
28番	四 方 利 男	29番	大 原 功
31番	原 沢 久 志	32番	三 宮 十五郎

2．欠席議員は次のとおりである（1名）

22番 水 野 博

3．会議録署名議員

7 番 村 井 邦 彦 8 番 新 田 達 也

4．欠員（1名）30番

5．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	池 田 俊 弘	総 務 部 長	北 岡 勤
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 木 博 雄	開 発 部 長	横 井 昌 明
十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	平 野 雄 二	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
十 四 山 支 所 長	平 野 瞳	十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠	民 生 部 次 長 兼 市 民 課 長	加 藤 芳 二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総合福祉センター 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
日程第 3	議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第 6	議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
日程第 7	議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について
日程第 8	議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
日程第 9	議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について
日程第10	議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
日程第11	議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について
日程第12	議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について
日程第13	議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
日程第14	議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15	議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

- 日程第16 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第69号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第70号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第71号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第72号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、村井邦彦議員と新田達也議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

日程第3 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第6 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第8 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第9 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

日程第10 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第11 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について

日程第12 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第13 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第14 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第16 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について

日程第17 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について

日程第18 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

○議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第52号から日程第18、議案第68号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件はすべて提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、伊藤正信議員。

- 10 番（伊藤正信君） 10番 伊藤でございます。

議案第54号について、質問をいたします。

13条の2項で、100分の8を100分の3に経過措置をするという提案でありますけれども、提案理由としては、国家公務員に支給される地域手当との均衡を図るためという内容であります。特にこの内容については、合併時から職員の給料について、それぞれ全国的にも、さらには愛知県下の市の中でも最下位だと言われ、今日までの職員の地域での努力の結果の中での給与が低いという状況について、多くの議論をされてきました。

そして、このたび議員の報酬なり役職の手当も見直され、さらには職員の給与も見直すという約束をされています。そんな状況であります、平成22年までに市長が判断をするということになっていますね。今日の実態の中で100分の8を100分の3にしますと、1年分の昇給にも匹敵するような状況などが見受けられます。ですから、少なくとも今日までの経過の中で、議会も行政も職員の給料については見直さなければならないという視点に立って議論がされている内容だと思います。私は、あくまで国家公務員に準ずる地方自治体職員という、それぞれの人勤の踏襲がされて、今日、自治体も国家公務員もあると思います。しかし、この低いということについては、国家公務員の内容を充当しつつも、内容的には地方におけるそれぞれの状況の中で今日まで賃金が抑止されてきた、そういう状況であるとするなら、少なくともこの地域手当の見直しというのは、基本給の見直しの中で手当とか給与について配慮がされる、その状況の中での見直しが妥当ではないかと私は思っています。市長のお答えをひとついただきたいと思います。

- 議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

- 総務部長（北岡 勤君） 給与の見直しと地域手当の関連性の問題でございますが、まず今回の条例改正の内容でございます地域手当の見直しにつきましては、国家公務員には、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するように、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために、平成18年度から地域手当が支給されております。本市の区域内に勤務される国家公務員におきましては、地域手当の支給率が3%でございますが、本市においては、平成17年度までの調整手当の支給率8%をそのまま運用し、18年度から地域手当8%を支給してきております。

そのような状況の中で、ことしに入りまして総務省が、国における地域手当の指定基準に基づく支給割合を超えて地域手当を支給している団体にあっては、平成22年4月1日までに是正することと強く要請をしてきております。今回、地域手当の改正は、この総務省の強い要請に基づき行うものでございます。

また一方、職員の給与の見直しにつきましては、地方公共団体の給与水準を示すラスパイレス指数は、議員も御指摘のとおり昨年は87であり、県内の市で最下位でございました。し

かしながら、本年度は給料制度の運用の見直しを始めておりまして、その影響もあり、ラスパイレ指数は本年度は若干改善する見通しでございます。今後、当面の目標値といたしまして、平成22年度のラスパイレ指数が類似団体の平均値であります95という目標値を掲げ、それに近くなるように職員の勤務成績を考慮しながら、さらに給料の昇格・昇給制度の運用の見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

○10番（伊藤正信君） 今答弁されましたけれども、私どもの追加提案の中に給与表が出ていますけれども、これは、私はまだ見ておりませんけれども、国家公務員の給与の人の勤によるところの今年度の見直しじゃないのかという気がします。

そんな状況の中、私が申し上げたいのは、今の現状の中での見直しをどうするかということなんです。国家公務員法の見直しがあつたから必ずそれを充当しなければならないという、そういう財政状況だとか指導とか、そういう部分については理解はできますけれども、現状の生活給を、労働対価を、労働意欲を損なわないようなことをきちっとしてほしいということですよ。そのことをされることが、より市政に対するお互いの認識と市民との信頼関係を重視することじゃないのかと、このことを私は申し上げておるんですね。ですから、今の総務部長の答弁は、国家公務員法の見直しをされたから平成22年までにやるという、このことはわかります。私も理解するが、どうするかということなんです。少なくとも、給料表の見直しをきちっと22年までに整わせると。その段階で3%へ見直しをしていくというようなお話なのかと受けとめたら、提案理由の内容は何にも変わっていないんですね。ですから、少なくとも提案をされる部分で認識をされて、ラスパイレが87なのを95にしていきたいという基本精神があるなら、その基本精神に沿って、その問題にどう対応していくかということをお伺いしたいんです。再度お答えください。

○議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） まず、具体的な給料の見直しの内容でございますが、初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則というものがございまして、それにおきまして、処遇の内容により昇格・昇給を定めた級別標準職務表というのがございまして、その運用の見直しに今年度から入っておるということでございます。

また、給料のトータルの意味での御質問もあったと思いますが、職員の給料の見直しに当たりましては、本年度から見直しを行っておる部分につきましては給料でございまして、手当の見直しについては対象としておりません。

また、見直しの目安といたしておりますラスパイレ指数の計算におきましても、御承知のとおり、国家公務員の職務構成を基準といたしまして、職種ごとに学歴別・経験年数別に平均給料月額を比較しまして、国家公務員を100とした場合の地方公務員の水準を指数で示

したものでございます。その指数を目安として給料の見直しを進めているものでございます。今回の地域手当の見直しが、たまたま当市の合併後の給料の見直しの時期に合致をしたという、結果的にそういうことになっておると思いますが、あくまでも給料の見直しと職員手当の改正につきましては別のものとして御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

○10番（伊藤正信君） 私が質問しておるのは、給与と給料というのは別なことは承知しています、はっきり言って。生活給というのを考えると、手当は生活給に入るんですよ。そこに働く人たちの労働対価というのは、少なくとも手当と給与それぞれを含んで生活給というんですよ。このことは理解できると思うんですね。ですから私は、そのことをきっちりと、今ある生活権を確立し、さらに信頼ある市政をするためにどうされるのかと。努力される給与については、それぞれの理解はします。しかし、今ある生活権維持のために生活給を保障するという立場に立って、この100分の8というものに対する市長の判断とされている条文、市長の判断が「22年の段階までに」という文言になっています。ですから、私は市長にお答えを願いたいと思います。

○議長（宇佐美 肇君） 市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員の方から、職員のことについて大変温かい気持ちを出していただいていると思うわけでございますが、先ほど総務部長が答弁したとおりでございます、私どもとしては、これからは職員における基本給の見直しをしっかりとやっていこうということが、イコール生活給につながっていくだろうと強く思っておるわけでございます。そういった意味におきまして、弥富市の職員がいわゆるラスパイレズ指数という形においても非常に低いところにあるという中で、今後3年間、目標数値としては95%という一つの目標を掲げながら、これがイコール基本給の見直しにつながっていくと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

○10番（伊藤正信君） 今の市長の基本的な職員に対する給料ということについては、私は理解できます。しかし、今提案されています条文の22年までの経過措置なんですね。例えば20年はどうするんだ、21年はどうするんだと。22年で到達目標は100分の3だよと、こういうことなんですよ。その過程において、少なくとも今私が申し上げておるのは、給料表の現行の中で諸手当、勤勉手当、それぞれの労働評価、勤務評価、そして労働意欲を修正されていくことは、当然あるべきことだと思っています。ですが、今与えられている生活給の100分の8についての移行措置です。移行措置に配慮があるのかないのか。その配慮の中で、例えば最終的に給与と言われる部分との整合性に市長の配慮がありますかということをお伺いしたい、もう一度。

○議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 22年までの経過措置という形でございますけれども、平成20年度につきましては100分の8という形でまず決めていきたい。そして、職員にとって100分の8を22年まで続けた方がいいのか、あるいは22年までに、100分の8を100分の6としたり5としたりという形で段階的に下げていくのがいいのか、これにつきましては再度検討して、職員にとってメリットのある方を選択していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

○10番（伊藤正信君） ただいま市長から答弁いただきました。

やはりそこに働く人たちの生活権の確保、労働意欲、そして市民の信頼を得ていくという立場を通して、今市長の答弁にありましたように、それぞれこれからの経過の中でその配慮をされるということをきっちりと精査していただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（宇佐美 肇君） 次に、三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 私は、ただいま上程されております三つの議案について、市長、または担当部課長にお尋ねをいたしますが、まず最初に、今も伊藤議員の方からお尋ねがありました職員給与の問題について、今回の議案第54号に関連をしてお尋ねいたします。

当市の職員給与につきましては、当局も議会も、もう一日も早く改善しなきゃならないということでは一致をしておりますし、しかも服部市長は、以前の時期にも何遍も改正が必要と、努力をするというふうに言われておりましたが、実際には改善どころか、県下でも全国的な位置も下がり続けております。現在ラスパイレス指数は、たしか18年度は87で、愛知県下では全市町村の下から3番目、市では最下位であります。また、全国の中では1,820市町村のうちで下から98番目、市が779市あるうち下から8番目であります。旧弥富町は、17年度に全国で146市町村しかなかった、財政的に自立しているとされております普通交付税をもらえない、いわゆる不交付団体の仲間入りをし、その後、新市になっても市の財政力については上昇を続けておりますが、そうした中で、先ほどの市側の答弁では、19年度は多少改善をするのではないかというふうに言われておりましたが、いずれにしても本当に職員にとっては大変な状態であることは異論のないところであります。

同時にもう一つ、本当に市長や、特に市の総務担当の皆さんにお考えいただきたいことは、弥富市は、いわゆる類似団体、旧弥富町時代、あるいは現在もそうありますが、似たような条件の市町に比べて職員数ではほぼ同じか、やや多いぐらいの状況だと思いますが、ただ保育所を初めとした施設職員が多いこともございまして、本庁・支所等の、いわゆる機関業務に携わる職員につきましては、大体旧弥富町時代も、あるいは新市になりまして、ほぼ類似団体平均の75%ぐらいの人員で仕事をしております。

その中で、最近非常に国の制度改正が頻繁に行われておるとか、あるいはなかなか新年度発足時に国の方針が決まらないということもございまして、部や課によりましては、前に市長は11時ごろまで働いている職員がいるというふうに言われましたが、今日ではそういう状況をさらに通り越して、深夜まで仕事をしなければ毎日の事務が消化できないというような深刻な事態がございます。こうした中で、私が知る限りでも旧弥富町だけで、命を落としたり、あるいは職員として再起不能になられた方が数名おりますし、また職務の集中する課長だとか、あるいは係長、こういう割方若い役職にある皆さんが、がん、その他の病気によって長期休業をやむなくされるとかいう事態も少なくありません。本当に職員の働き方自身も相当深刻な事態になっておることについても十分御留意をいただきたいと思います。

今、基本給を類似団体平均の95%にすることを目標にというふうに市長の方からお話があったと思いますが、現在、地域手当を入れても国のラスパイレスに比べて93%というのが弥富市の現状でございまして、ほとんど県下の市町村というのは100%以下になっておりますが、調整手当を含めると、瀬戸市が18年度は108.7で最高ですよ。それから、4月1日から3%にした場合でも弥富市は県内で下から5番目、その時点で岡崎市は100.4%となることインターネットで公表されております。そういうことを考えますと、今伊藤議員の方からお話がありましたが、基本給と、それから給与全体として、その働き方にふさわしい処遇をする。

結局、従来弥富市が低い状態にどんどんどん置かれてきたのは、定期昇給は多分国や、そういうものと変わらなかったと思うんですが、最大の理由は、一つは昇級短縮を定められた方法できちんとやらない状態が長く続いておって、全体の底上げがそこでストップしておったということと、もう一つは、給料表が非常に幅が狭いことがあって、普通は次の給料表に渡っていく中で給料が上がっていく仕組みがあるんですが、それがされなかったことと両方で、だから古い職員の中には、課長や部長になっていった方はともかくとして、そうでない方についてはかなり低い人たちがいることが、こういう状態を改善できない最大の理由になっておると思うんですね。そうすると、きちんとその手当をやるということを、結局いろいろあって、多少の手直しはしても、少なぶる程度では解決しないというのが当市の給料の低い最大の理由なんですね。ここを本当に直すお考えがあるかどうかということ。

それからもう一つは、全体として職員の充足率があるということに甘んじずに、必要などころに必要な職員をちゃんと確保するという点についてどういうふうにお考えになるかということと、それから服部市長になられてからまだ1年たっておりませんので、人事を完全に服部市長がおやりになるのはこれからになると思うんですが、要するに職務権限と責任、これが非常に弥富市の場合はあいまいになっている。例えば、前市長時代に全く民生関係の仕事の経験のない方を、しかも退職半年前に民生部長に任命するとか、ヨーロッパ諸国では

大体民生部長というと第1副市長が担当するような職務で、市の仕事の中で一番多忙を究める仕事ですね。そこにそういう人事をするようなことが行われて、職務権限と責任がきちんと果たされ、そしてチームとして仕事をするということが本当にあいまいになっているような気がするんですね。

実は、市長が市民に役立つ市役所にということを施政方針でも述べられましたが、市長選挙を準備する中でも、市の職員のOBの皆さんが私どものところにも何人も見えて、今の弥富の市役所の状態というのは私たちから見ても見るに忍びんと。こういう状態を変えるためにはどうしても市長にかわっていただいて、改革をしなかったら後輩たちに対しても、市民に対しても、私たちが長らく弥富市の職員として奉職してきた立場から見て申しわけないと。私たちも頑張りますから、ぜひ市政を変えるために力をかけてくださいということを言われておりましたが、そういう責任の問題を解決するというお考えでこの問題に市長は取り組んでいただきたいと思います、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の方からも、職員に対して非常に温かいお言葉をいただいておりますことを、まず本当に感謝申し上げます。

先ほどからお話をさせていただきますように、職員の給与につきましては、今後の私どもの一つの重要課題という形で取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。現実的な基本給という中で、しっかりとした見直しをしていきたいというふうに思っております。

それから、職務権限と責任が少し伴っていないということでございますが、私ども141億の一般会計の予算を消化する上において、それぞれの基盤整備、あるいは少子・高齢化という中での民生の事業、さまざまございますけれども、そういった中でこういったウエートがあるか、そして今後のまちづくりの中でどういうことがポイントになるかというようなことも十分考えながら、職務責任と権限をしっかりとした人事の中で決めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

○32番（三宮十五郎君） 特に市長にお伺いしたいんですが、本庁と支所の職員が類似団体に比べて75%程度の状態というのは私は非常にゆゆしい問題だと思いますが、この手だてについては市長はどういうふうにお考えになっておられるでしょうか。

○議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 職員の定員管理の問題でございますが、現在、行政改革の大綱の中で総枠を定めておりまして、その総枠の目標に向かって進めておるわけですが、その職員数の総枠、357だったと思うんですが、その数字の中にはすべての職員を含んでおります。

類似団体と比べますとほぼ似通ったような人数でございまして、ただ弥富が特異性があるのは、議員御指摘のように保育士の方が非常に多いということで、今後保育士についてどういう対応をしていくかというのは一つの課題だと思っておりますが、総枠が決まっておりますので保育士が多い中で、一般事務職については当然その差し引きの中で採用していくということになるわけでございますので、保育士の対応の仕方によって一般事務職に影響を及ぼすということもあります。ただ、正職でなければならない業務、あるいは嘱託、臨時職員でも可能な業務、いろんな業務がございまして、そういうものもトータル的に含めた形の中で改善を図ってまいりたいというように現在のところは考えております。以上です。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 国の定数管理の問題があるというお話であります、結局弥富市の場合、多分愛西市などと比べましても公立保育所が多いということから、保育士の数が多いという問題がございまして、これは従来の行政の方針としてやってきたことではあります、同時に、多分保育所に行く子供と幼稚園に行く子供の割合は今7・3ぐらいの状況に大ざっぱなところではなっておるんじゃないかと思いますが、市も正確には把握をしていないようではございますが、弥富市に保育所があって希望者が全員入れるということ、しかも割方長い期間で、今この少子化の時期に、母親や父親も長女だったり長男だったりというような状態で子供とのかかわりがなかなか難しい中で、当市につきましては、保育所があることで、これは旧十四山も多分同じような状況だと思いますが、落ちついた新1年生を迎えることができるということで、名古屋なんかの方から越してきた先生たちは、本当に名古屋市内に比べると子供が落ちついていて、また同時に地域の皆さんも大変いい状況で学校とかかわってくださるというふうに喜んでいただいておりますが、そういう地域の子育てや教育を安定させる上でも大きな力になっておりまして、地方自治の独自性を考えましたら、一律の定員管理で何もかもそこに押し込めるということについては、一つは、市の努力によってやれる裁量の範囲と、それから同時に、今ですと定年退職者の方たちを再雇用するような形で対応していく方法だとか、いろいろあると思いますが、いずれにいたしましても、例えば保育現場でも今どういうことが起こっているかといいますと、臨時職員がかなり多くて、結局正職員が基本的な業務を全部やらなきゃいかんと。年々行事なんかも派手になってきておりまして、周辺の私立の幼稚園や保育所との競合という問題もありまして、行事のいろんな道具を結局正規の職員が全部用意すると。とても保育所の勤務時間の中ではできませんから、うちへ持って帰って、その保育士のお父さんやお母さん、おじいさん、おばあさんまで駆り出してうちでつくってくるとか、そういう本来あってはならないような勤務形態、業務形態になっておりまして、やはり必要なところにきちんと必要な人を配置する、そのことは本当に住民サービスの基本にかかわる問題でありますので、無理な状態にならないというか、今保育士の

中でも精神の病気等で長期休業になっている職員もおるやに伺っておりますが、弥富市の職員は本当に住民・市民との関係で身の丈を超えた仕事をしておる状態にあるということを考慮に入れまして、今後必要な職員をいろんな形で確保する、しかも可能な限り正職員を基本に考えていくということについて、市長、または人事担当の基本的なお考えをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） ただいまお答えさせていただきましたように、我々の立場におきましては、職務を遂行する上で正規職員というのが一つの原則であるとは思いますが、現在の社会情勢、あるいは国等の動きの中でいろんな縛りというものがございます。そういう中でいかに効率よく職務をきちっと遂行していくかということをお大前提に考えなきゃならんことは当然でございますけれども、そういう中で、今申し上げましたように正規職員が担当すべき職務、あるいは嘱託職員、臨時職員で対応できる職務、そういうものの区分けをきちっとした上で、財政に見合った職務のあり方の部分について考えていくのが基本だと思っております。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） ちょっと現状認識について部長、または市長にお尋ねしますが、以前に市長は11時過ぎまで働いている業務とおっしゃったんですが、今はその状態をはるかに超えて、さらに深夜にまで及ぶような状態だとか、それから保育士たちが自宅に持ち帰ってそういう仕事をしておるということについては御承知でしょうか。

○議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

深夜、あるいは家族総出でというようなことをおっしゃるわけでございますが、そのところにつきましてまでは実態を把握しておりません。しかし、その辺のことにつきましては実態を一遍伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） そういう不正常な働き方で大切な職員が病気になったり、あるいは再起不能になったり、命を落とすというようなことも、私が知っておるだけでも旧弥富町時代に3名ございましたので、そういう事態を招きかねない状態だということについて御認識をいただいて、必要な職員の確保や業務の分担をお願いしたいと思います。

とりわけ職務が集中する人たち、私も監査委員をやっておって承知をしておりますが、ほとんど年次有給休暇をとれないとか、今みたいな形でやりますと、管理職は残業手当がない職なんです、しかし本当に手当をしなければ大変な事態になっておりますし、一般職については要するに無償労働ですよね。サービス残業という状態がありまして、結局従来はこ

うということについて黙認をしておった状態が弥富市の状態ではなかったかと思いますが、それにしても本当に最近業務量がふえておりますので、これはきちんと手だてをとっていただきたいということを重ねて要請しておきます。

あと、ラスパイレス指数は本来本給を基準にしておりますが、当然国の方も諸手当があるわけですが、したがって本給は95%になったが手当は全体として減って、あまり変わらないというような事態にならないようにしていただきたいと思いますが、この辺についてはどういうふうにお考えか、もう一度確認させてください。

○議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） あくまでラスパイレス指数というのは、申されますように給料表に基づいて積算する数値でございまして、手当というのは、また別物でございまして。例えば危険手当だとか扶養手当だとか、いろんな手当がございしますが、それは、その部分で必要なものについて補完するというようなものでございまして、国が支給されておる手当、あるいは市が支給しておる手当、若干の相違がございしますので一概には言えませんが、ただ比較をする材料としては、ラスパイレス指数が同じような形の中で比較ができるものですから、そういう形で比較をしておるということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 要するに本給が低いのを、辛うじて地域手当や、国が3%を当市は8%にする、それでも地域手当を含めても93%というのが現状ですよ、国の給料表に対して。だから、これを95%にするということは、あまり上げないと。現状は、8%の地域手当を含めて93%なんですよ。本給を95%にするということは、ある程度努力はするが、どう考えても総支給額はあまり変えない方法のように思いますが、その辺はどういう考え方になっているか、総務担当の方から御説明いただきたいと思っております。

○議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 議員のおっしゃっておられます93という数値でございまして、これにつきましては、本給プラス地域手当を試算したものが93ということでございまして。そういう数値が確かに公表されておりますが、これをラスパイレス指数に直しますと87ということになると思います。先ほど来申し上げておりますように、給料の見直しを図って、ラスパイレス指数を類似団体の目標値の95まで持っていこうという見直しをしておるわけですが、あくまで95というのは給料のみ、手当を含まない数字で現在考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしておるのは、いずれにしても2年後には8%が3%

になるわけですね。今、この８％を入れて93なんです。本給は87ですが、８％をプラスすると辛うじて93になる。これを95にするということで８％を３％にするわけですから、結果的には、本給は上がりますが、給与という考え方でいくと、幾らかは上げるがあまり変えないよと。95％を目標にするということは８％の地域手当を３％にするという前提ですから、そうすると結果的には、その数字は単純にはそこにはのりませんが、あまり上げないという構想や計画ではないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 現在の93という数値でございますが、現在国の地域手当につきましては多分２だろうと思います。そういうことから考えますと、将来弥富市が目標にしております95というものはさらに上がるというふうに考えております。あくまで比較をしていた数字は、現在の市のラスパイレス指数87と、将来の指数95、この部分での比較をお願いしたいと思います。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

○３２番（三宮十五郎君） 今公表されておる表でいくと、93のところが最終的には99になるという、今副市長がここで言ってみえますが、現実にはかなり改善ができる。今までの、改善をする改善をするとやってきたことが、実際に結果的には改善するどころか、どんどん下がってきたという経緯を踏まえて、そういうことにならないように、必要な人たちについてしっかり調整していくということを求めて、同時に、今の職員の置かれている深刻な事態を解決するような、どういう方法でやるかは別にいたしまして、ここまでは正規職員、ここまでは嘱託その他の職員でやるというふうに、もう少し今後は立ち入って御検討いただいて、現場で本当に苦しんでいる皆さんが安心できる状態にさせていただくということを強く要請して、次の質問に移ります。

次に、議案第63号についてでございますが、これは精神障害者の皆さんに対する、これまで市独自でやっておりました医療費の支援制度に対して、県が今度は精神障害者福祉手帳の２級以上、大体厚労省は身体障害者手帳の３級に相当だと言っておりますが、そういう人たちを対象にして、精神の病気につきましては県が２分の１を持っていただくということで、この面では前進であり、歓迎をするものでございますが、もともと弥富市は、この制度につきましては、まだ県下の市町村がほとんど精神の病気に対する支援をしていないときに、当時の住民の方から手紙がございまして、私も当時厚生常任委員をやっておりましたが、そこで、そういうことが今県内の先進の市町で行われているのかということで、調査に行きまして、報告をして、行政として採用するということが、この制度が始まったきっかけでございます。ところが、たしか平成５年だったと私の記憶ではと思いますが、当時、精神の病気については治る病気であるということから、実際に現状はどうであっても身体障害者手帳は出さ

ないし、身体障害者としての支援もしないということが当たり前のように行われてきておりましたが、平成5年に障害者基本法がつくられたのか改正されたのか、どちらかだと思うんですが、要するに身体障害、知的障害、精神障害、日常生活への支援が必要なものについては同一の支援を国や行政はすべきだというふうに改正されたこともございますが、ただ精神の病気については治るということから、一回手帳が出ればそれで終わりじゃなくて、かなり短い期間で検査をして、現状はどうか確認をして認定するという仕組み、これは今も事柄の性質からそうだと思いますが、そこで、まだ県内の半分には達してありませんが、かなりの市町村で身障手帳の3級相当以上の人たちに対しては全部の病気を対象にするという制度が既に行われております。ぜひ、きちんとそういう3疾病へ同じような支援をすべきだという法律の趣旨に沿って、県の制度として、一定の条件を満たす者については、すべての病気についても他の身体障害者の皆さんと同じように対象にするように、今までも要請をしていたはずでございますが、引き続いて要請をしていただくことですね。こういう形で半分県が持っていただくようになった状況もございますので、できたら弥富市としても可能な限り早い時期に、飛島村や愛西市もそういうふうにしておりますので、全部の病気を対象にする制度にしていくということについてはどうお考えになっているか、関連してお尋ねします。御答弁お願いいたします。

○議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、精神障害者医療制度については、このたび愛知県の福祉医療制度の見直しによりまして、平成20年度から精神障害者の1・2級の方を対象に、精神科の診療につきまして通院と入院医療に対して助成制度が始まることになります。県に対しては、他の市町村とともに全疾病を対象とした助成制度とするように、機会あるごとに強く働きかけていきたいと考えています。

また、市町村独自の全疾病への助成制度の実施についてでございますが、まず現物給付を前提とした今回の精神障害者医療制度を実施し、今まで精神障害者医療制度の医療を受けられていた方が不利益な状況に至らないことを大前提に考えていって、全疾病については今後の課題とさせていただきたいと考えています。以上でございます。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 次に、議案第64号についてお尋ねいたします。

この条例改正案では、65歳から74歳までの月額年金受給額、ここの文面にはありませんが、これは法律の方で決まっておりますが、1万5,000円以上の世帯に対し、国保税、または全国的な利用もありますが、特別徴収をする、いわゆる天引きですが、もはや働けなくなって、年金だけで生活している人も少なくありません。国税徴収法でも地方税法でも、最低生活費

に食い込む税等の強制的な徴収は禁止をしており、低年金者からの天引きは法の趣旨にも反するものだとは考えております。さきに、年金未納付者に対しては国保証を渡さないようにするとか、年金と失業給付制度は別の制度であるにもかかわらず、ある日突然給付の一方を打ち切るとか、要するにもともと法律にないことを他の法律でついでにやるというようなことが最近安易に行われておりますが、こういうことは国民生活の根幹にかかわる問題でございますので安易に行わないように、ぜひ市長会や、それから担当実務者会議等で要請をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

時間があまりないようでございますので、あわせてほかの問題についてもお尋ねをしておきます。

後期高齢者医療制度の発足によりまして、支援金の負担が、国保加入対象者1世帯当たり負担限度額が12万円となりますが、これに伴い介護納付金は現在9万円、医療費分の国保税負担分が限度額47万円となりまして、法律的には現在弥富市は国保加入者の最高負担額は61万円であります。来年からは68万円と大幅な負担増となることが決まっております。現在の国保税や国民年金は、極めて弱者に重い負担となっております。40代の夫婦と子供1人、固定資産税8万円、健康保険のない方で事業所等で働いている方が国保と国民年金に加入した場合で、現在の当市のもので計算をいたしますと、所得100万、給料総収入168万の方で、年間の負担額が52万7,300円あります。これは、給料総収入に対する割合は31%にもなります。所得1,000万円、給与収入122万2,000円で計算をしますと、総負担額が94万9,360円。これを負担することで、社会保険控除で所得税と住民税が減額される額が31万3,289円でありまして、実質の負担額は63万6,071円。これは、給与収入の総額に占める割合は5.2%であります。所得2,500万円の方ですと負担額は同じ93万9,936円、税金の減額になる分が47万4,680円で半額減額になりますから、所得100万の人の負担よりも実質負担率は低くなる、こういう非常に所得の低い人たちに過重な負担になる仕組みになっております。したがって、来年度は多分制度改正がありますので、弥富市の国民健康保健税の税率等の変更が行われると思いますが、この管内の100万円ごとの現行の一覧表も事務方に提出をしておきましたので、どういう課税の仕方が本当に支え切れない人たちに対して払える保険税にすることができるのか、全体としてどういう方法で集めれば無理のない負担方法にすることができるのか、そういうことについて十分御検討いただきたいと思います。

同時に、特に農家の皆さんは今農業収入の大幅減少で苦しんでおりますが、特に資産割、大きいうちを持っておりますので、収入がどんどん減少しておる中で大変な負担になり、これがまた国民健康保険税にはね返るとか、あるいは年金暮らしになって、そんなに多くない年金の中から相当多額の資産割を負担しなきゃならんとかという問題が出ておりますので、今後の改定に当たりましては、可能な限り資産割を減少するとか、現在の弥富市の皆さんの

生活状況に見合った工夫をしていただく必要があると思いますが、この点についても御答弁いただきたいと思います。

○議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

まず、年金の関係と国保の関係を同一視の中で安易に持ち込むなというような御質問でございますが、まず65歳以上の方で一定の要件に当てはまる方については、平成20年度から国民健康保険税が年金から天引きされるようになります。この方法は、高齢化が進む中で、高齢者に対する納付の方法として改良を加えた制度と考えます。また、年金未納者に対して国民健康被保険者証を短期証とすることができるとする法律改正が行われましたが、本市については、ただいま年金制度の諸問題もありまして、現在のところ納税者の理解も得られないと考えております。年金の未納者に対する短期証は、現在のところ考えておりません。交付は行いません。

それから、先ほどの税率改正の問題でございますが、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まることによりまして、国保などの保険者から後期高齢者医療費制度に対して支援金を拠出することになります。このため、国民健康保険税の内訳として、新たな限度額が医療部分と支援金部分として設定されることになります。医療部分が、先ほど議員が言われましたように47万、それから支援金部分の限度額が12万ということでございますが、必要な額を適正に徴収できるように努力しまして、新たな税率をすべての面で見直しながら検討していこうと考えております。以上でございます。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 検討は当然制度改正ですからされるわけですが、その際現実には、例えば私は前から申し上げておりますが、40歳から64歳までの介護納付金を納める弥富市の国保加入者の場合、退職者医療である程度年金がある加入者の方は98.8%とかいう、ほとんど100%に近い市民税と同じような納付率ですが、介護納付金の人たちというのは、100万でもいろんな減免措置は一切受けられんとか、そういう条件の人たちですね。だから、結局払えない人たちに無理な課税がされていることで納付率が88%と10%近く違うわけで、こんな状態が放置されれば制度そのものが成り立たなくなるということで、国民健康保険の問題については全国的に大問題になっておるわけですが、さっき申し上げましたように、高額の人たちは負担をすることで、そんなにようけはないと思いますが、例えば今言ったように2,000万なんて所得の人だと、国民年金や国保税を払った半分以上が、ほかの税金が減る仕組みになっているわけですね。ところが、100万とか150万の所得、給料だともうちょっとあると思うんですが、そういう人たちは払ったやつが社会保険控除を受ける土台が一切ないわけですから、収入の3割もそういうものに払わなきゃならんということでは、もう暮らしが成り

立たないわけですね。そういうことを考慮に入れて、あるいは今言った固定資産税の負担が、農家にとってもそうですし、年金暮らしで、今、年金はどんどん減っていく一方ですから、そういう人たちにとってはかなり大きい負担に、固定資産税そのものは今の制度ではどうしようもないことですが、それがまた国民健康保険やそういうもののにのってくるといことになりますと、これもまた暮らしが成り立たんということで大きい問題になっておりますので、弥富市民の生活実態に伴った、おかげさまで、まだ東北や、そういうところに比べると所得の結構ある人たちが一定割合おりますので、そういう人たちの御協力もひとついただくとか、そういう必要な検討をしっかりとさせていただきたいということなんですが、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） 議員の言われます低所得者の方、それから高所得者の方、それぞれの税に対する現在の状況にそれぞれの違いがあるというのは、確かに税金の計算の方法の中ではあるようでございますが、国民健康保険税はあくまでも目的税でございますので、一定の費用に対するものは皆さんが応分な状況の中で負担はしていかなければならないと考えております。確かにその中で低所得者の方、それから中間所得者の方、それから資産に対する考え方、そういったものをすべて含めて、どういった形が一番有効的に税率も収納率も上げることができて、皆さんが安定的な医療が受けられるような国保にできるようにしていく努力をすべきだと思いますので、そういったものを含めて、すべてを検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 目的税であるから、ある程度負担をしていただきたいというのが課長のお話なんですが、ところが目的税であっても、これは前にも申し上げましたが、秋田県で行われました国保裁判で、秋田県は国保料という形で取っておって、国税徴収法や地方税法の最低生活非課税の原則が適用されんという、そういうストレートな言い方じゃないですが、それに近い言い方を秋田市はやっておりましたが、高等裁判所の判決で、「料」だろうと何だろうと、やはり最低生活非課税の原則というのは、国や地方公共団体が一定の方法で賦課をする場合のすべてに適用されると。したがって、国民健康保険を皆保険という制度にするとときに、所得のない人たちも入れるということを前提にして、弥富市がこの10月から実施をしております、医療費の一部負担についても必要な人には支援をすると。当然この考え方は「税」だとか「料」の方も適用されるわけでございまして、市税等につきましても、海部津島の市町村長が合意をして、見直しをする担当者会議が開かれておりますし、そういう形で市が取り組んでいる時期でございますので、むちゃくちゃに何もかもなしにせよなんということを私は求めるわけではありませんが、やはり必要なことについては必要な支援を

していくというのは市長自身のお考えでもありますし、同時にそれは法律で決められた、あるいは判決で確定した行政実例となっておりますので、さまざまな形で全国の市町村を拘束するものでもございますので、十分これらも御研究いただいて、無理のない方法で御検討いただきながら準備を進めていただきたいということを要請して、質問を終わります。

○議長（宇佐美 肇君） 以上で質疑を終わります。

本案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第69号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第70号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について

日程第21 議案第71号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算について

日程第22 議案第72号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（宇佐美 肇君） この際、日程第19、議案第69号から日程第22、議案第72号まで、以上4件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（服部彰文君） 追加提案の議案について御説明をさせていただきます。

本定例会におきまして追加提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案1件、予算関係議案3件でございますので、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第69号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、主に初任給を中心に、若年層に限定した給料月額を平均0.82%引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を0.05ヵ月引き上げ、1.5ヵ月に改正するものであります。

続きまして、議案第70号平成19年度弥富市一般会計補正予算につきましては、給与改定等に伴い人件費を精査したものでございまして、歳入歳出それぞれ2,095万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を141億5,990万8,000円とするものであります。

次に、議案第71号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、給与改定等に伴い人件費を精査したものでございまして、4万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を3億7,804万円とするものでございます。

次に、議案第72号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、給与改定等に伴い人件費を精査したものでございまして、183万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億5,716万1,000円とするものでございます。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

す。

- 議長（宇佐美 肇君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。
- 総務課長（佐藤勝義君） 議案第69号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、条例案を3枚はねていただきまして、改正要点をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

この条例は、第1条、公布の日施行分と、第2条、平成20年4月1日施行分の2段階に分けて改正するものでございます。

まず第1条、公布の日施行分について説明申し上げます。

第12条は、子等に係る扶養手当の支給月額を6,000円から6,500円に引き上げるものでございます。

第13条は条文整備でございまして、第21条は、勤勉手当の12月期の支給月数を0.725月分から0.775月分に引き上げるものでございます。別表、これは給料表ですが、初任給を中心に、若年層に限定した給料月額の引き上げを行うものでございますが、級別の改定率は1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%でございます。

次に第2条、平成20年4月1日施行分について説明申し上げます。

第21条は、勤勉手当の6月期の支給月数を0.725月分から0.75月分に引き上げ、12月期の支給月数を0.775月分から0.75月分に引き下げるものでございます。

次に、附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、第1段階目の第1条の規定は公布の日から施行し、第2段階目の第2条の規定は平成20年4月1日から施行するものでございます。

次に附則第2項、これは適用区分について定める規定ですが、第1段階目の第1条の規定のうち、勤勉手当の改正規定以外の部分は平成19年4月1日から、勤勉手当の改正規定は同年の12月1日から適用するものでございます。以上でございます。

- 議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認めます。

本案4件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 村 井 邦 彦

同 議員 新 田 達 也

